

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



令和2年10月6日

さ つ ま 町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、平成 17 年 3 月 22 日に宮之城町，鶴田町，薩摩町の 3 町が合併して誕生したまちであり、鹿児島県北西部・北薩地域の中心部に位置している。

町の北部には標高 1,067m の紫尾山がそびえ立ち，中心部には南九州一の大河である川内川が貫流し，日本有数の蛍の乱舞が見られるなど，田園や緑豊かな森林など自然に恵まれている。

本町の農業は，寒暖の差が大きい気象条件であることから，県内有数の米どころとして知られており，九州一の産地を誇る南高梅は，果皮が薄く柔らかく大粒肉厚な品質から，平成 22 年 1 月に「薩摩西郷梅」として商標登録された。また，平成 2 年に誕生した名牛「平茂勝」の遺伝子は，日本全国に受け継がれている。

また，林業では，森林の整備と森林資源の活用のための保育・間伐を計画的に進めており，特に県内 2 位の栽培面積を誇る孟宗竹は，高品質であることから工芸品の材料として用いられている。加えて，10 月から出荷が始まる日本一早い早掘りタケノコは，地域ブランド「さつまのたけのこ」として有名である。

しかし，農業では従事者の高齢化，後継者・担い手不足等によって耕作放棄地が拡大し，林業では多くの人工林が利用期を迎え木材需要が高まっているものの，従事者等の高齢化等によって伐採跡地の再造林が行われていない問題がある。

このままでは，農村が有する公益的機能の発揮・維持が期待できなくなる恐れがあり，早急に農村生活環境の保全対策に取り組む必要がある。

一方で，平成 24 年に開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって，本町では太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー発電設備の導入が増加している。

現在，メガソーラー発電設備やバイオマス発電設備が稼働しているが，本町の再生可能エネルギーの潜在可能性を鑑みると，今後も多種多様な再生可能エネルギー発電設備が導入されるものと予想される。

このことから，本町の農山村に賦存する資源を活用した再生可能エネルギー発電事業を推進していくことで，再生可能エネルギー発電事業と農林業との調和を図り，農林業の活性化，延いては地域全体の活性化に結び付けることとする。



2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	代表地番	地目	地積	備考
柏原	薩摩郡さつま町柏原	3270-1	雑種地	2,629 m ²	

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
柏原	木質バイオマス発電	1,990kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
柏原	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備考
柏原	設備整備事業者が、主に地域に賦存する未利用材を長期的かつ安定的な価格で買い取ることで林業従事者の行う植林などの資金確保ができ森林資源循環の仕組みが構築されることにより林業の活性化に寄与するとともに、発電の関連産業による雇用の創出を図る。	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生，野生動物の生態，水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、『さつま町環境基本条例（条例第2号）』に基づいた適切な配慮を行い，必要に応じて影響調査を実施する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で，地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから，必要に応じて『さつま町景観協議会』と連携し，良好な景観形成を推進する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

設備整備計画の認定を受け，今後20年間で5の取組を行う再生可能エネルギー発電設備を1,990kW導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため，認定設備整備計画の実施状況（稼働状況，農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は，設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し等

(2)の設備整備計画の実施状況の報告にあたっては、毎年度、設備整備計画の実施状況が確認できる資料の提出を求めることとする。

設備整備計画に適合しない発電事業が行われている場合は、改善計画の提出を求めるとともに、将来にわたって改善される見込みがないと判断される場合は、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

(4) 地域住民との良好な関係の構築

再生可能エネルギー発電事業者は、地域住民等との間に諸問題が発生した際には、本町に内容報告を行うとともに、問題解決に向けた努力を行い、地域住民との良好な関係の構築に努めることとする。

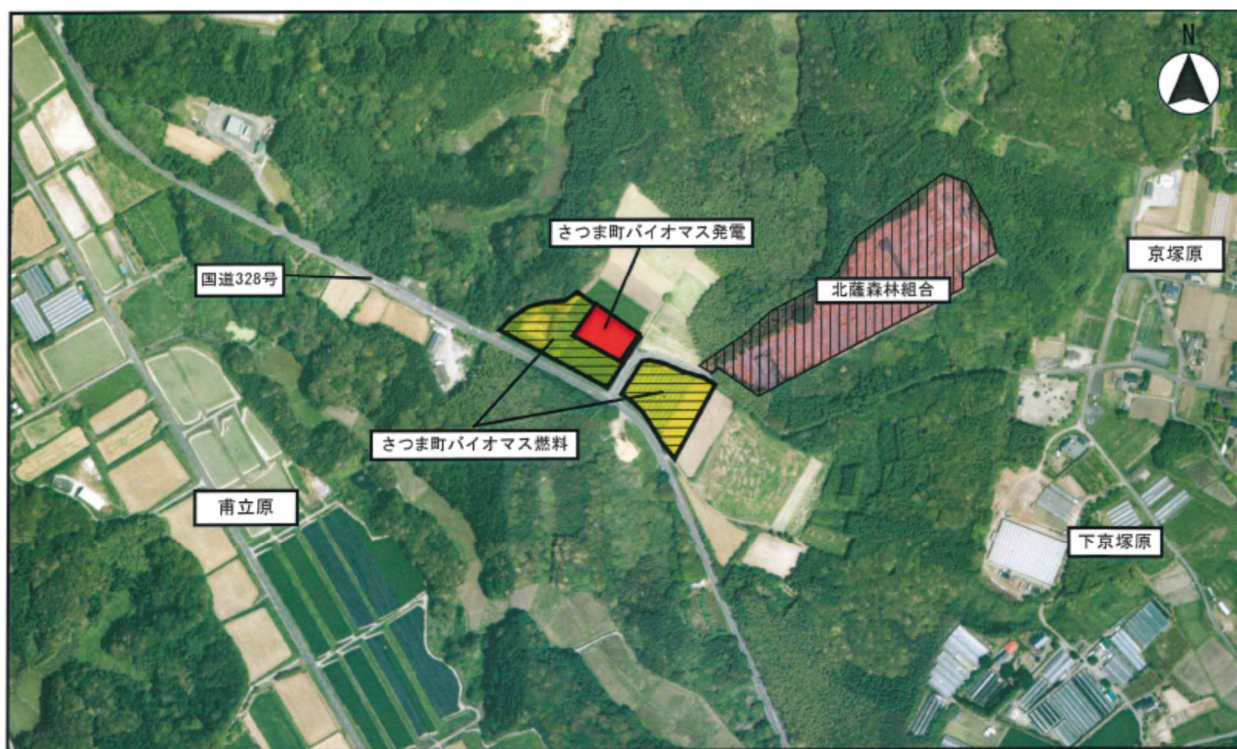
(5) 区域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

【別紙】

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目		地積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		
柏原	薩摩郡さつま町柏原 3270-1	雑種地	雑種地	2,629	



出典：国土地理院撮影の空中写真（2013年撮影）

